

2016年5月17日

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」に対する意見

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp

当団体は適格消費者団体として、いわゆる健康食品事業者数社と表示の改善を求めて交渉を行ってきた。その結果と経過を踏まえて以下の意見を述べる。

1) 第2. 1 「健康食品」について

1. 意見の趣旨

いわゆる健康食品のうち、保健機能食品以外のものについては、次項で述べられている健康保持増進効果等（以下健康保持増進効果等という）を暗示・期待させる表示を禁止すべきである。

2. 意見の理由

保健機能食品以外のいわゆる健康食品はエビデンスが不明確である。にもかかわらず健康保持増進効果等を表示・記載することは、景品表示法及び健康増進法上疑義が生じる。

2) 第3. 3 (3)「アフィリエイトサイト上の表示」について

1. 意見の趣旨

「広告主がその表示内容の決定に関与している場合（アフィリエイトに表示の内容の決定をゆだねている場合を含む。）には～中略～措置を受けるべき事業者に当たる」とあるが、「広告主がその表示内容を知っていながら放置している場合」も含むべきである。

2. 意見の理由

アフィリエイトサイトに悪質な表示が多くあることは、当団体が行った商品名の検索による調査でも顕著であった。広告主はアフィリエイトに対し報酬を払う立場であり、自社の製品に対しいかなる表示が行われているのか、管理監督する責任がある。

3) 第4. 1 (1) ア、同 (2) ア「許可を受けた・届け出をした表示内容の

表示」について

1. 意見の趣旨

許可を受けた・届け出をした表示内容の表示に限定すべきである。

2. 意見の理由

そもそも許可を受けた・届け出をした表示内容の範囲で表示することを前提とした制度であり、その内容以外を書くこと自体が消費者の誤認を招く。

4) 第4. 1 (3) ア「栄養機能食品」について

1. 意見の趣旨

「国が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示は虚偽誇大表示に当たるおそれがある」との記載について、その通りにすべきである。

2. 意見の理由

現在、栄養機能食品については、該当栄養成分以外の機能表示が氾濫しており、誤認を招くとともに制度自体の信頼性が揺らいでいる。この記載に基づいて、厳格に運用することを当団体は支持する。

5) 第4. 1 (1) イ、第4. 2 (5)「グラフの使用方法」について

1. 意見の趣旨

グラフの使用にあたっては、縦軸・横軸の単位の記載のないものを不可とすべきである。

2. 意見の理由

各種グラフの形だけを記載した場合、消費者はそれがトリミングされたものかそうでないのか、また数値のスケールがどれほどのものか判断できず、誤認を招く。

6) 第4. 2 (4)「体験談の使用方法」について

1) で述べたように、そもそも健康保持増進効果等を暗示・期待させる表示を禁止すべきであるが、その中でも特に以下の意見を述べる。

1. 意見の趣旨

いわゆる健康食品のうち、保健機能食品以外のものについては、いわゆる体験談を禁止すべきである。

2. 意見の理由

そもそもエビデンスが不十分な中で、健康保持増進効果等があるかのような体験談を記載することは、消費者の誤認を招く。

以上